



石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する

条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和四十九年石川県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十三人」を「四十一人」に改める。

第二条の表加賀市選挙区の項中「三人」を「二人」に改め、同表羽咋市羽咋郡南部選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。